

令和6年度 キッチンカー出店事業者募集要項

1. 目的

来園者に多様なサービスを提供し、お客様が1日を通して、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎとで快適に過ごせる環境をつくるため、キッチンカー出店事業者を募集し、施設の利便性・魅力向上と賑わい創出を図ることを目的とする。

2. 募集概要

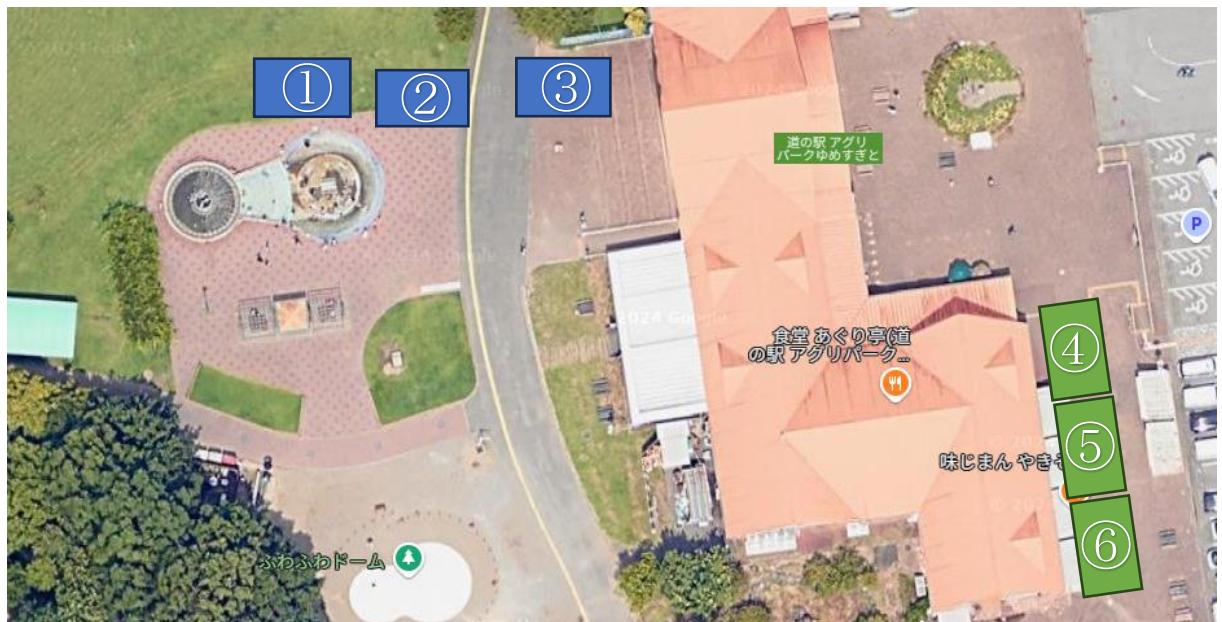
(1) 出店場所

所在地：まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽 823 番地 2

出店場所及び出店可能台数		出店条件	
じゃぶじゃぶ池横（図面①・②） エントランス階段下（図面③）	3台	土日祝日	町内事業者
本館棟正面駐車場前（図面④・⑤・⑥）	3台	土日祝日	町外事業者
		平日	町内・町外事業者

・各ブースの大きさ（約5m×約4m）



(2) 出店内容

来園者のニーズを考慮した飲食物等（自動車による営業（調理・製造・販売）で保健所より許可を得ているもの）

※直売所や食堂のメニューと異なるもの。

※推奨：杉戸産農産物を使用したメニューを1品以上提供すること。

※杉戸産農産物を使用いただいた際には、杉戸町の事業である「杉戸産農産物利用店」の登録をしていただくことで看板とのぼりを提供いたします。

(3) 営業可能日

まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎとの「休業日」又は「施設占用日」以外

※休業日は、毎週水曜日（祝祭日を除く）及び年末年始

※都合により臨時休業する場合あり

(4) 営業可能時間 等 ※時間厳守

入園・車両移動可能時間	午前8時から午前8時30分まで
出店場所・車両移動可能時間	午前8時30分から午前8時40分まで
営業可能時間	午前9時から午後4時30分まで
退園・車両移動可能時間	午後4時から午後5時まで
完全撤収	午後5時まで

(5) 出店料

	杉戸町内事業者				杉戸町外事業者			
	アグリパーク 出荷団体登録者		一般事業者		アグリパーク 納品業者		一般事業者	
	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日
じゃぶじゃぶ池横(図面①・②) エントランス階段下(図面③)		3,500円		4,500円				
本館棟正面駐車場前 (図面④・⑤・⑥)	1,500円		2,000円		2,000円	4,500円	2,500円	5,000円
電気利用料(利用者のみ)	500円		500円		500円			

※出店者の都合による出店の休止、中止及び営業時間の短縮については、出店料の軽減・返金を行わない。

※まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者が、天候（雨天、荒天等）及び自然災害（地震等）により、出店の休止、中止がやむを得ないと判断した場合においては、出店料を返金する場合があります。

3. 出店者の資格要件

本事業の目的に賛同する杉戸町内事業者を対象とし、下記要件を全て満たす者。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 反社会的又は公共の安全や福祉を脅かす恐れのある団体等に属する者でないこと。また、それらの団体等と関わりがないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く。）でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 飲食物を販売品目とする場合、食品衛生責任者又は食品衛生責任者の資格と見なされる資格（調理師等）及び、自動車による食品営業に係る営業許可（調理・製造・販売の埼玉県内での許可）を有すること。
- (7) キッチンカーは、出店者が所有権を持っている車両であること（レンタル車での出店は不可とする）。ただし、リース車の場合、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一であること（使用者及び名義が、法人と法人に雇用されている個人の関係の場合は同一とみなす）。

4. 申請（申込）方法

(1) 提出書類

- | | |
|-------------------------------------|----|
| ① アグリパークゆめすぎとキッチンカー出店事業者登録申込書（様式第1） | 1部 |
| ② アグリパークゆめすぎとキッチンカー出店企画書（様式第2） | 1部 |
| ③ アグリパークゆめすぎとキッチンカー出店誓約書（様式第3） | 1部 |
| ④ 食品衛生責任者またはそれに代わる資格証明書の写し | 1部 |
| ⑤ 営業に必要となる許可証の写し（食品営業許可証等） | 1部 |
| ⑥ 食品賠償保険等の証書の写し | 1部 |
| ⑦ 主たる出店者の運転免許証の写し | 1部 |

※指定用紙に書ききれないときは、適宜用紙を追加すること。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求められることがある。

※提出された書類は返却しないので留意すること。

※記載内容に変更が生じた場合、速やかに変更内容を管理者に報告すること。管理者が変更内容を精査した上で適当と認めた場合、変更書類を提出すること。

(2) 提出先

※提出の際は、必ず事前連絡をすること。

【まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者】

有限会社アグリパークゆめすぎと 管理事務室窓口
住 所：〒345-0014 杉戸町大字才羽 823 番地 2
電話番号：0480-38-4189（代表）

【受付時間】

午前 9 時から午後 4 時まで

※休業日：毎週水曜日（祝祭日を除く）及び年末年始

(3) その他

- ・ 出店事業者登録申込書等を提出した者には、企画内容についてヒアリングを行う場合がある。
- ・ 出店に関する質問は、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者に文書（電子メール：pikaru@vesta.ocn.ne.jp、FAX 番号：0480-38-4192、持参）で提出すること。
なお、電子メール、FAX で提出した場合には、必ずその旨をまちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者へ連絡すること。
- ・ 出店事業者登録申込書等の提出書類に記載された個人情報は、本事業の利用目的以外には使用しない。
- ・ 出店事業者登録申込書等の提出書類に記載された個人情報を当該目的以外で利用する場合には、出店者に事前許可を受けたうえで利用する。
- ・ 出店事業者登録申込書等の提出書類に記載された個人情報が、本事業の利用目的に照らして不要となった場合は、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者が速やか且つ適正に廃棄する。

5. 出店登録の手続き

(1) 登録方法

「2. 募集概要」及び「3. 出店者の資格要件」を満たす者からの出店事業者登録申請を受け、提出書類の内容を精査した上で適当と認めた出店者に「キッチンカー出店事業者登録証」を発行する。なお、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者が発行する「キッチンカー出店事業者登録証」をもって出店事業者登録が成立したものとする。

(2) キッチンカー出店事業者登録証の交付

出店者は、キッチンカー出店事業者登録証発行手数料として 800 円（税込）を支払い、キッチンカー出店事業者登録証の交付を受けるものとする。

(3) キッチンカー出店事業者登録証の提示

出店者は、園内への入園から退園まで必ずキッチンカー出店事業者登録証を首から下げ、いつでも提示できるようにすること。

(4) 出店事業者登録の取消し

虚偽の申請や本募集要項を守らない、又は違反が発覚した場合、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者は出店事業者登録を取り消すことができる。

6. 出店予約

(1) 予約方法

1営業日前の17時までに、電話（0480-38-4189（代表））または管理事務室窓口にて予約を受付ける。

※留守番電話・電子メール・FAX等では不可。

- ・出店は1事業者につき1日1区画までとする。
- ・場所により区画数が限られているため、満席後はキャンセル待ちを受付ける。
- ・翌月の予約は、前月の25日9時から予約受付を開始する。（25日が定休日の場合は、翌日営業日）

(2) 予約日数の上限

<土日祝日>

1ヶ月中に最大2日まで（予約日当日に出店料支払終了後、次の1日の予約可能）

<平日>

日数上限なし

(3) キャンセル方法

電話（0480-38-4189（代表））または管理事務室窓口にて受付ける。

※留守番電話・電子メール・FAX等では不可。

<自己都合の場合>

- ・予約日2営業日前の午後5時まで：無料
- ・予約日2営業日前の午後5時すぎ：出店料の100%

<当日の雨天や杉戸町が雨予報の場合>

- ・当日の午前9時30分まで：無料
- ・当日の午前9時30分すぎ：出店料の100%

※無断キャンセルをした場合、キャンセル料の支払いが完了するまで、当該登録出店者からの新たな出店予約は受け付けない。また、無断キャンセル日以降の出店予約日については、その出店予約を取り消すこととし、出店料の返金を行わない。

7. 出店当日の流れ

(1) 出店場所の決定（当日抽選）

時間/午前8時30分 場所/管理事務室窓口 集合

- ・抽選順はじゃぶじゃぶ池横（図面①・②）とエントランス階段下（図面③）の3区画をまとめて抽選後、本館棟正面駐車場前（図面④・⑤・⑥）の3区画の抽選を行う。
- ・予約受付順に抽選し、出店区画場所を選択後、管理者が決定する。
- ・予約なしでも、空きがあれば出店可能だが、出店場所の決定は予約者の後とする。

※抽選後に、希望した出店場所でない等の理由での当日のキャンセルは不可とする。

(2) 出店料の支払い

出店場所決定後に、現金による出店料の支払いを行う。

(3) 出店許可証の配布

- ・必ず出店許可証を車の室内のフロントガラス部分に外から見えるように掲示すること。
- ・退園時は、出店許可証を管理事務室に返却して退園すること。
- ・出店許可証を紛失した場合は、100円を支払うこと。

8. 注意事項等

(1) 出店時の注意事項

- ・出店にあたっては、必ずまちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者の指示に従うこと。
- ・申請時に提出する出店事業者登録申込書及び出店企画書に記載した事業のみ実施すること。
- ・園内の指定された場所以外での営業は禁止とする。
- ・園内の備品は使用しないこと。
- ・レジ設備はないため、各自で売上管理をすること。
- ・音響設備の持ち込みは禁止であり、出店中はBGM等を使用しないこと。
- ・自家用発電機等の使用は最小限とし、出店者が消防への届出を行うこと。また、営業時も安全面への配慮を徹底すること。なお、営業時間中の給油は原則禁止とする。
- ・出店日当日に、雨天等でやむを得ず出店の休止又は中止する場合、及び営業時間を短縮（3時間以上短縮）する場合は、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者へ申し出ること。
- ・複数日数の継続出店であっても、来園者のいたずらや事故防止のため、車両や備品を置き去りにすることは禁止とする。必ず午後5時までには完全撤収すること。
- ・出店者は、設営撤去時に必ず安全を確保し、事故等には十分留意すること。
- ・出店区画内に案内板等を設置する場合、出店者は風で飛散・転倒することがないように、確実に固定し、出店区画をはみ出すような展示装飾は行わないこと。
- ・案内板等は必ず出店区画内に収めること。
- ・販売する商品の名称、価格が来園者から一目でわかるように、POP（キャッチコピーや商品の説明）等の表示を行うこと。なお、価格表示については、法令等に基づく各種所定の表示方法を厳守すること。

(2) 車両移動の注意事項

- ・車両での搬入出経路については、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者の指示に従うこと。
- ・商品の搬入・搬出は決められた場所で行い、車の駐車は管理者が指定した場所とし、違法駐車及び交通の妨げになる行為は行わない。
- ・園内を車両で移動する際は、来園者の通行を最優先とし、車両の走行時はハザードランプを点灯し、速度は5 km/h以下で走行すること。
- ・やむを得ず営業時間内の車両の移動等が必要な場合は、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者の許可を得ること。

(3) ごみの処理

- ・出店者は、排出するごみや油等を分別して適切に処理すること。
- ・出店者は、キッチンカーの近くに購入者用ごみ箱や残汁、油等の回収容器を見やすく設置し、購入者に対してごみの適切な処理を促すこと。
- ・出店者は、発生したごみや残汁、油等を持ち帰り、適切に処分すること。なお、残汁や油等を水道設備へ廃棄することは禁止とする。
- ・出店者は、キッチンカー及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで来園者が快適に過ごせるよう努めること。
- ・退園時は、出店区画の清掃のほか、園内の清掃に協力すること。

(4) 衛生管理等の対応

- ・出店者は、衛生管理を徹底し、販売する商品の品質を確保すること。
- ・出店中は、食品衛生責任者の資格を有するスタッフを常駐させること。
- ・食中毒等の予防のため、保健所による改善指導が行われた場合、保健所の指示に従うこと。
- ・保健所等の営業許可申請等については、出店者が行うこと。また、販売等にかかる関係法令（消防法、食品衛生法等）を遵守すること。
- ・アレルギー表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で来園者への配慮を行うこと（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）。
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に留意し、必要に応じて消毒液の設置等の感染防止対策を徹底すること。

(5) 園内設備の利用

- ・トイレは、園内設置の設備を利用可能とする。
- ・園内の水栓設備は、水の使用量を必要最低限とし、冷凍食材の解凍や器具類の洗浄を目的とした使用は禁止とする。

(6) 運営事業への協力

- ・町又はまちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者が臨時的に実施する広報活動や事業（来園者へのアンケート配布回収や出店者へのアンケート提出等）があった際は、協力すること。

(7) 荒天等の対応

- ・強風や積雪時等の荒天が予想される場合や、自然災害（地震等）、その他不可抗力の要因により、ま
ちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者の判断で事前に出店中止を指示する場合がある。
- ・出店中に前述の荒天や自然災害が発生した場合について、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎ
と管理者の判断で出店中止を指示する場合がある。
- ・天候や自然災害、その他不可抗力の要因により、出店者の物品等が汚損・破損した場合において、
まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者では一切その責任を負わない。

(8) その他の遵守事項

- ・園内は喫煙場所以外禁煙であり、出店者についても禁煙を遵守すること。
- ・騒音や振動、臭気の発生する行為は禁止とする。
- ・出店の許可内容とは関係のない広告等を行わないこと。
- ・第三者への賃貸（サブリース）等は禁止とする。
- ・出店者及び出店関係者の車両を、正面駐車場へ駐車することは禁止とする。
- ・園内の施設や設備を汚損・破損した場合は、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者と協
議した上で必ず原状回復を行うこと。
- ・出店者は、賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一
切の賠償の責を負うこと。
- ・出店による事故や苦情等のトラブルは出店者の責任において、誠意をもって迅速に対応し、その内
容をまちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者に報告すること。
- ・出店による事故や苦情等のトラブルについて、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者は
一切その責務を負わない。
- ・本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ・その他不明な点については、まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者と協議すること。
- ・本募集要項は、随時更新等を行うため、最新の募集要項を適用する。

この要項は、令和6年9月24日から運用とする。

【まちの駅・道の駅アグリパークゆめすぎと管理者】

有限会社アグリパークゆめすぎと

住 所：〒345-0014 杉戸町大字才羽 823 番地 2

電話番号：0480-38-4189（代表）／FAX番号：0480-38-4192

受付時間：午前9時から午後4時まで

休 業 日：毎週水曜日（祝祭日を除く）及び年末年始